

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋換気空調系給気処理装置（南側）入口扉の閉鎖用ハンドルに腐食による動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
2	4号機	タービン建屋油ドレン処理系の中間ファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	GⅢ	
3	5号機	主蒸気加減弁（No. 3）の点検において、同弁グランドリークオフ配管のフランジ締付ボルト穴雌ネジ部にネジ山の損傷が認められたため、当該雌ネジ部をサイズアップ加工及びボルトを交換	GⅢ	
4	5号機	主発電機窒素ガス供給系及び海水系配管サポートの点検において、発錆が認められたため、当該部を塗装修理	対象外	
5	5号機	復水ろ過器（C）の増設に伴う耐圧試験終了後の水抜き作業を実施した際、同排水配管下流側の復旧作業中の弁開口部より、堰内に水のリーク（約9リットル、汚染なし）が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅡ	
6	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 1）樹脂ストレーナの差圧検出用出口側取出弁に開閉操作不可（ハンドル空回り）が認められたため、当該ハンドルを交換	GⅢ	
7	5号機	エリア放射線モニタ記録計（A・B）の印字機構不具合により、印字された記号の判別困難が認められたため、当該記録計を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-35）の「アキュムレータ圧力低」を示す警報が発生し、現場を確認した結果、同アキュムレータの水側ドレン弁に微量のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
9	5号機	所内ボイラ（A）の主バーナー重油供給配管のストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	GⅢ	
10	5号機	所内ボイラ（B）の点火バーナーに詰まり及び電極部の取付不良が認められたため、当該バーナーを点検・清掃及び電極部を修理	GⅢ	
11	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和用攪拌ポンプの入口圧力指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
12	集中環境施設	高温焼却炉建屋入口扉に施錠不可（鍵が空回り）が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
13	集中環境施設	補助ボイラ（C）用給水流量積算計において、電子制御系の故障発生を示す警報表示が認められたため、当該流量積算計を点検・修理	GⅢ	
14	その他	消防設備点検において、タービンシールド建屋の自動火災報知設備の警報ベルに鳴動不良が認められたため、当該ベルを交換	GⅢ	